

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年6月17日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都海外協力協会

(2) 代表者名

塩見 日出勝

(3) 主たる事務所の所在地

京都市伏見区中島河原田町31番地1 グランデュール鴨川Ⅲ番地917号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国際協力ボランティア事業参加の貴重な体験を生かして、地域住民に対する異文化理解の促進、地域の国際化と国際理解の促進と、発展途上国との人材交流、文化交流、及び、技術・文化の発展を支援する活動を行ない、公益に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年6月3日

(文化市民局地域自治推進室)